

令和7年度

入園のしおり



令和6年 10月

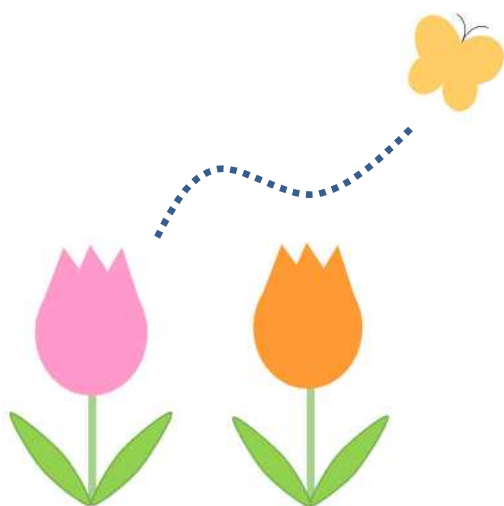
福崎町教育委員会 学校教育課

も く じ

1. 教育・保育給付認定について (P.1)
2. 申請について (P.2)
3. 利用者負担額（保育料）について (P.5)
4. 幼児教育・保育の無償化について (P.8)
5. その他の手続きについて (P.9)
6. 町内認定こども園について (P.10)
- 令和7年度福崎町就学前教育・保育施設情報（予定）(P.12)
- 記載例 (P.13～)

お問い合わせ先

	名 称	所 在 地	電 話
	福 崎 町 教 育 委 員 会 学校教育課子育て支援係	福崎町南田原 3116 番地の 1	0790-22-0560 (内線 253)
公 立	田 原 幼 児 園	福崎町西田原 1263 番地 4	0790-22-1032
	八 千 種 幼 児 園	福崎町八千種 276 番地 2	0790-22-1207
	福 崎 幼 児 園	福崎町福崎新 448 番地 3	0790-22-1091
	高 岡 幼 児 園	福崎町高岡 1956 番地 33	0790-22-3960
私 立	姫 学 こ ど も 園	福崎町南田原 2062 番地	0790-22-5480
	サルビア こ ど も 園	福崎町山崎字清水 617 番地 7	0790-22-1313



1. 教育・保育給付認定について

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する際に、お住まいの市町村で、子どもの年齢、希望する内容に応じた認定を受ける必要があります。

下記の3区分に加え、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い新たな認定区分が追加されました。※詳しくは8ページ以降を参照してください。

認定区分	対象の子ども（年齢/教育・保育の別）		利用できる施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性の認定を受けない	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育を必要とする事由に該当し保育の必要性の認定を受ける	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		

《保育を必要とする事由》

2号・3号認定を受ける方は、下記のいずれかの事由に該当することが必要です。

必要事由	保育を必要とする状況	認定可能期間
就労	保護者が就労している（月48時間以上の就労を常態としている）。	就労している期間
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である。	出産（予定）日から起算して8週間前の日が属する月の初日から出産（予定）日の8週後の翌日の属する月末まで
疾病・障がい	保護者が病気やけがである。心身に障がいがある。	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	保護者が親族（長期入院等をしている親族を含む。）を介護・看護している。（月48時間以上の介護等を常態としている。）	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	必要な期間
求職活動（起業準備）	保護者が継続的に求職活動中である。	入園月から数えて3ヶ月後の末日まで
就学	保護者が就学している（職業訓練を含む）。	就学している期間
育児休業	就労時から既に保育所等を利用して、継続利用が必要である場合（ <u>新規入所</u> の子どもは対象外）。育児休業中の転園は出来ません。	出生した子どもが、満1歳に達する日の属する年度の末日まで

※認定可能期間に期限のあるものは、期限日をもって退園となります。継続して入園を希望

する場合は、期限月の15日（土・日・祝日の場合は、前開庁日）までに申請が必要です。

《保育必要量》

保育必要量とは、「保育を必要とする事由」と保護者の状況に応じて必要とする保育時間のことで、「保育短時間」と「保育標準時間」のいずれかで認定します。

		保育を必要とする事由							
		就労	妊娠・ 出産	疾病・ 障がい	介護・ 看護	災害 復旧	求職 活動	就学	育児 休業中
区分	標準時間	○	○	○	○	○	-	○	-
	短時間	○	○	○	○	○	○	○	○

※保護者の就労等の状況に応じて認定する為、希望した保育必要量にならない場合があります。また、認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません。私的な用事や買い物などの時間は含みません。お仕事のお休みの日や早めのお迎えが出来る日は、できるだけご家庭での保育をお願いいたします。

2. 申請について

令和7年度入園分からマイナポータル「ぴったりサービス」を利用した電子申請でも受付します。

《申請に関する注意》

- ・出生前の子どもの申請はできません。出生後に申請をお願いします。
- ・書類の不備や未提出の書類があれば、受付できない場合や選考順位が下がる場合があります。
- ・定員に空きがない場合など、申請しても利用できない場合があります。
- ・虚偽の内容で申請した場合は、入園の取消や退園になる場合があります。
- ・申請した内容から世帯状況や保育を必要とする状況等に変更があった場合は、必ず教育委員会に連絡してください。

電子申請する方へ



- ・マイナポータル「ぴったりサービス」へはこちらから→
- ・電子申請後に申込み内容の変更を希望する場合は、窓口にてお手続きが必要です。（電子申請で再提出することはできません。）
- ・添付書類の不足や不鮮明であった場合、申請内容に不備がある場合、学校教育課から連絡します。不足書類等については、窓口申請の締切日までに必ず提出してください。提出がなかった場合は利用調整にかからないことがあります。

《申請受付期間》

	申請方法	申請受付期間
1 次	窓口	令和 6 年 10 月 1 日(火)～令和 6 年 11 月 15 日(金)17：15
	電子	令和 6 年 10 月 1 日(火)～令和 6 年 11 月 8 日(金)23：59
2 次	窓口	令和 6 年 11 月 18 日(月)～令和 7 年 1 月 31 日(金)17：15
	電子	令和 6 年 11 月 18 日(月)～令和 7 年 1 月 24 日(金)23：59

(窓口申請は、土・日・祝・年末年始閉庁日を除く)

※1 次受付の方から審査します。

※上記申請受付期間に申込みが出来ない場合も、随時受付しています。

※令和 7 年 4 月入園を希望する方の最終受付は、令和 7 年 2 月 14 日(金)です。

- ・ 1 号認定で町外の施設、私立認定こども園を希望する場合は、各施設に直接申請してください。
- ・ 2・3 号認定で町外の保育所、認定こども園を希望する場合も、福崎町に申請してください。
事前に施設が所在する市町に申込期限等を確認し、1 週間前までに申請してください。

《結果通知時期》

	結果通知時期(予定)	通知方法
1 次	令和 7 年 2 月上旬	郵送
2 次	令和 7 年 2 月下旬	郵送

- ・ 町外の施設を希望された場合、結果の通知時期が上記とは異なる場合があります。

《申請に必要な書類》☆の書類は福崎町所定の様式があります。

	書類名	必要枚数	対象者
A	教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設利用申込書(記載例 P.13) ☆	申込児童 1 人につき 1 枚	窓口申請の人
B	保育を必要とする状況が確認できる書類	保護者 1 人につき 1 枚	2 号認定・3 号認定を希望する場合のみ
C	個人番号申告書(記載例 P.14) ☆	世帯につき 1 枚	窓口申請の人
D	不動産売買契約書又は賃貸借契約書 (転入先住所、入居予定日の記載があるもの) ※提出がない場合、選考順位が下がります。	世帯につき 1 枚	入園希望月までに福崎町内に転入予定の場合のみ

- B. 保育を必要とする状況が確認できる書類(2 号認定・3 号認定を希望する場合のみ)
父・母 2 名分(ひとり親家庭は、父または母分)が必要です。なお、ひとり親家庭の場合は事由が確認できる戸籍謄本も添付してください。

事由		必要書類（①・②と記載があるものは両方必要です）
就労	事業所等に雇用されている場合（会社員・公務員・パート・派遣社員等）	就労証明書☆ ※勤務先で証明を受けてください。 ※就労証明書の提出が困難な場合は、就労証明書の代わりに「就労内容・求職活動に係る誓約書」☆を提出してください。 ※育児休業取得中の方は、就労証明書の【9.育児休業の取得】と【11.復職（予定）年月日】についても証明を受けてください。
	自営業の方（個人事業主）	①就労証明書☆ ②最新の確定申告書、開業届、営業許可証等のうちいずれか一つ
	自営業の方（協力者）	①就労証明書☆ ②最新の自営業主の確定申告書（屋号・自営業主氏名が確認できるページと協力者に給与賃金が支払われていることが確認できるページの2カ所）、協力者の源泉徴収票、雇用保険被保険者証の写し等のうちいずれか一つ
	内 職	内職証明書☆
妊娠・出産		母子健康手帳の「表紙」及び「出産予定日」記載面の写し
疾病・障がい		○障がいにより下記の手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳、療育手帳（A、B） ・精神障害者保健福祉手帳の写し（1 級、2 級） ○上記以外の方 診断書☆
介護・看護		①身体障害者手帳、療育手帳（A、B）、 精神障害者保健福祉手帳（1 級、2 級）、 介護保険被保険者証の写し、診断書の写し等 ②介護・看護状況申告書☆
災害復旧		り災証明書
求職活動		就労内容・求職活動に係る誓約書☆
就 学		①在学証明書や学生証、②時間割、カリキュラム等

C. 個人番号申告書

申請の際は、個人番号の提供が必要です。申請時に「番号確認」と「本人確認」を行いますので①番号確認書類と②本人確認書類（下記のいずれか）をご提示ください。

①	個人番号確認書類 （右記のうち 1 点）	・個人番号カード（裏面）（下記②の本人確認書類は不要） ・個人番号が記載された住民票等
---	-------------------------	--

②	本人確認書類	顔写真付き身分証明 (1点のみ)	・個人番号カード(表面) ・パスポート ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書	・運転免許証 ・住基カード(写真有) ・身体障害者手帳
		その他の確認書類 (2点必要)	・各種健康保険被保険者証 ・年金手帳 ・特別児童扶養手当証書	・各種共済組合の組合証 ・児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証

- ・保護者(申請者)が来庁する場合は、保護者(申請者)の番号確認及び本人確認を行います。
- ・保護者(申請者)以外の代理人が申請する場合は、保護者(申請者)が個人番号申告書の委任状欄を記入してください。保護者(申請者)の番号確認、代理人の本人確認を行います。

3. 利用者負担額(保育料)について

- ・利用者負担額は、子どもと同一世帯に属して生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の市町村民税額の合算額によって決定します。なお、住宅借入金特別控除、寄附金控除、配当控除等の税額控除を受けている場合は、控除前の市町村民税額で計算します。
- ・令和7年4月から8月までの利用者負担額は、令和6年度市町村民税額(令和5年1月～令和5年12月の収入に対する税額)、令和7年9月から令和8年3月までの利用者負担額は、令和7年度市町村民税額(令和6年1月～12月の収入に対する税額)により算定します。そのため、年度途中に利用者負担額が変更となる場合があります。
- ・住民税の未申告等により市町村民税額の確認ができない場合は、最高階層の利用者負担額をお支払いいただきます。
- ・満3歳に到達した日の属する年度中は、満3歳未満の利用者負担額が適用されます。
- ・福崎町では入退園管理を月単位で行っているため、利用者負担額は1ヶ月分かかります。
- ・1号認定と2号認定(3歳児クラス以上)の子どもの保育料は無料です。ただし、給食費(副食費)はかかります。給食費については下記を参照してください。
- ・利用者負担額以外に、絵本代・保護者会費等の別途実費負担があります。



【3号認定の子どもの利用者負担額（令和6年10月1日時点）】

※3号認定の子どもの給食費は利用者負担額に含まれています。

階層区分		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税 所得割課税額	48,600円未満	18,000円
第4階層		97,600円未満	30,000円
第5階層		133,000円未満	35,000円
第6階層		169,000円未満	44,500円
第7階層		301,000円未満	50,000円
第8階層		397,000円未満	52,000円
第9階層		397,000円以上	55,000円

※ 母子（父子）世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯の場合

第3階層世帯と認定された世帯は、最年長の子どもから順に1人目は8,300円、第4階層と認定された世帯のうち世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、最年長の子どもから順に1人目は9,000円、2人目以降は第3階層、第4階層ともに無料です。

※ 多子世帯の場合

- ・世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯については、小学校就学前までの範囲で認定こども園、保育所等を同時利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降は無料です。
- ・所得割額57,700円未満の世帯は、小学校就学前までの年齢制限にかかわらず最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

【町内認定こども園の1号認定の子ども・2号認定の子ども副食費（令和6年度時点）】

認定区分	月～金曜日の利用	月～土曜日の利用
1号認定（給食費）	2,900円	
2号認定（給食費）	3,600円	4,200円
2号認定（おやつ代）	800円	920円

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども及び全世帯の第3子以降の子どもについては副食費の支払いが免除されます。（1号認定は小学校3年生までの範囲において、2号認定は小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもを一人目と数えます。）
- ・給食費等は、今後変更になる可能性があります。
- ・町外の施設を利用する場合、金額が異なります。各施設にお問い合わせください。

《利用者負担額等の納付方法》

- ・町内公立認定こども園4施設の利用者負担額、町内園児送迎バス利用料、給食費（副食費）、及び町外私立保育所の利用者負担額の納付方法は口座振替です。その他の施設をご

利用の方は、各施設にお問い合わせください。

《口座振替の申込手続》

- 口座振替依頼書、通帳、届出印を持って、口座を開設されている金融機関の窓口で申込みしてください。口座振替申込日から口座振替開始まで1～2ヶ月程度かかります。
- 口座振替依頼書は町内にある金融機関と教育委員会にあります。町外の支店で申込手続をする場合は、金融機関に口座振替依頼書がありませんので、教育委員会までご連絡ください。
- 既に入園している兄弟姉妹が口座振替を利用している場合でも、新規入園した子どもについては、新たに申込みをしないと口座振替されませんのでご注意ください。

《口座振替ができる金融機関》

兵庫西農業協同組合	みなと銀行	ゆうちょ銀行	但馬銀行
播州信用金庫	但陽信用金庫	姫路信用金庫	

《町内公立認定こども園、町外私立保育所の利用者負担額、園児送迎バス利用料の振替日》 (令和6年10月1日時点)

	公立認定こども園 保育料	町外私立保育園 保育料	園児送迎 バス	町内・町外私立認定 こども園保育料
4月分	5月下旬			各園にお問い合わせ ください。
5月分	6月上旬			
6月分	6月下旬			
7月～3月分	当月5日			

- 上記振替予定日は、今後変更になる可能性があります。
- 口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替します。
- 再振替はしません。口座振替ができなかった場合は、後日納付書をお渡しします。
- 町内私立認定こども園2施設の町内園児送迎バス利用料は教育委員会から納付書を送付します。(口座振替はご利用いただけません)。
- 児童手当受給者が保育料を滞納している場合は、児童手当の支給の全額または一部をそれらの費用の支払いに充てる場合があります。

《町内公立認定こども園の給食費の振替日》

	1号認定	2号認定
4月分～7月分	翌月20日 (再振替：翌々月5日)	翌月20日 (再振替：翌々月5日)
8月分	夏期休暇のため、なし	9月20日 (再振替：翌月5日)
9月分	9月20日 (再振替：翌月5日)	

10月～3月分	当月 20 日 (再振替：翌月 5 日)	当月 20 日 (再振替：翌月 5 日)
---------	-------------------------	-------------------------

※口座振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替えます。

4. 幼児教育・保育の無償化について

子育て世帯を応援し、経済的負担を軽減させるため、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育の無償化は、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

《対象者》

- ①3～5 歳児までの全ての子ども
- ②0～2 歳児までの市町村民税非課税世帯の子ども

《対象費用》

施設・事業名	無償化対象範囲	手続
認定こども園・幼稚園・保育所等の利用者負担額	全て無償	なし
認定こども園（1号認定）・幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）	「保育を必要とする事由」 ^(※1) に該当する場合 3～5 歳児:利用日数×450 円が限度（月額） (※1)「保育を必要とする事由」については、 1 ページを参照してください。	「施設等利用給付認定」の申請が必要です。
認可外保育施設、一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等の利用料	「保育を必要とする事由」に該当する場合 3～5 歳児:月額 37,000 円まで 0～2 歳児 ^(※2) :月額 42,000 円まで (※2)市町村民税非課税世帯に限ります。	「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

《対象外となる費用》

下記の費用は、保護者にご負担頂きます。

無償化の対象外となる費用	○おかず代、おやつ代、通園送迎費、行事費等 ○延長保育利用料
--------------	-----------------------------------

《施設等利用給付認定について》

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、従来の認定こども園等を利用していただくための認定は、「教育・保育給付認定」となり、新たに認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるための「施設等利用給付認定」が創設されました。

認定区分	対象の子ども		対象施設・事業
新 1 号認定	満 3 歳以上	保育の必要性の認定を受けない	新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校等（どちらも町内にはありません）

新2号認定	満3歳以上	保育を必要とする事由に該当し保育の必要性の認定を受ける	認可外保育施設、一時預かり（幼稚園型・一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等
新3号認定	満3歳未満	保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定を受ける子どものうち、市町村 民税非課税世帯の子ども	※ファミリーサポートセンター事業については町内にはありません。

《申請に必要な書類》☆の書類は福崎町所定の様式があります。

番号	書類名	必要枚数	対象者
A	子育てのための施設等利用給付認定申請書（記載例 P.15）☆	申込児童 1 人につき 1 枚	全員
B	保育を必要とする状況が確認できる書類 （事由により所定の様式有り）	保護者 1 人につき 1 枚	全員
C	個人番号申告書（記載例 P.14）☆	世帯につき 1 枚	全員
D	令和6年度課税証明書	保護者 1 人につき 1 枚	新3号認定での認定を希望し、令和6年1月1日時点の居住地が町外の方のみ

B. 保育を必要とする状況が確認できる書類（3～4ページを参照してください。）

C. 個人番号申告書（4～5ページを参照してください。）

D. 令和6年度課税証明書

令和6年1月2日以降に福崎町に転入された方については、令和6年1月1日時点で住民登録をしていた市町村が発行する課税証明書を提出してください。

《申請期日》

- ・対象施設・事業等の利用を開始する前日までに提出してください。
- ・申請が間に合わなかった場合、対象施設・事業等の利用料は保護者負担となります。

5. その他の手続きについて

《申請内容に変更があったとき》

- ・申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請をおこなってください。
- ・保育を必要とする事由の変更には変更申請書とあわせて保育を必要とする状況が確認できる書類の提出が必要です。
- ・認定変更申請をする場合は、変更希望月の前月15日（土日祝の場合、前開庁日）までに手続きが必要です。

《具体例》

- ・認定区分、保育必要量の変更
- ・家族構成の変更
- ・住所、氏名の変更
- ・保育を必要とする事由の変更（保護者が転職、離職する場合も申請してください）。

《入園辞退または退園したいとき》

- ・入園施設決定後に入園を辞退する場合は、速やかに入園申込辞退届を提出してください。
- ・退園する場合や福崎町外に転出する場合は、退園届を提出してください。
- ・入園申込辞退届や退園届を提出した後に、再度教育・保育施設の利用を希望する場合は、新たに利用申請をする必要があります。

6. 町内認定こども園について

《開園時間》

	7:30	8:30	13:30	16:30	18:30	19:00
《公立》	一時預かり	教育標準時間 (1号認定)		一時預かり		
	延長保育	保育短時間 (2号認定・3号認定)			延長保育	
	保育標準時間 (2号認定・3号認定)					延長保育

	7:00	7:30	8:30	13:30	16:30	18:30	19:00
《私立》		一時預かり	教育標準時間 (1号認定)		一時預かり		
	延長保育		保育短時間 (2号認定・3号認定)			延長保育	
	延長保育	保育標準時間 (2号認定・3号認定)					延長保育

- ・一時預かり、延長保育には利用者負担額とは別に 1 時間につき 200 円がかかります。

《休園日》

- ・1号認定の休園日は土曜日、日曜日、祝日、春休み（3/21～4/4）、夏休み（7/21～8/31）、冬休み（12/22～1/7）です。
- ・2・3号認定の休園日は日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）です。
- ・上記の他、非常災害やその他特別な事情がある場合は、臨時に休園となる場合があります。

《園児送迎バス》

- ・園児送迎バスは町内に限り運行します。
- ・対象者は 1 号認定の子ども及び 2 号認定・3 号認定の子どものうち短時間認定の子どもです。（1 号認定の子どもは行きのための利用です）。
- ・利用を希望する場合は、事前に園児送迎バス利用申込書の提出が必要です。
- ・利用料は子ども 1 人につき 2,800 円/月です。月途中からの利用開始、終了の場合でも利用料は 1 ヶ月分かかります。
- ・乗車時刻は、教育委員会が指定した時刻となります。
- ・非常災害や、その他特別な事情がある場合は運行休止となる場合があります。
- ・利用を休止する場合は、利用を休止する前月 15 日（15 日が土・日・祝日の場合は前開庁日）までに、教育委員会に園児送迎バス利用休止届を提出してください。

●令和7年度 福岡町就学前教育・保育施設情報（予定）

園 名	田原幼児園	八千種幼児園	福岡幼児園	高岡幼児園	姫学こども園	サルビアこども園
位 置	(E1222-1032) 西田原1263-4 福岡町の中心部、福岡町役場北200メートルの所に位置し、田原小学校北に接しています。 グラニールの屋根とオレンジの壁が目印です。	(E1222-1207) 八千種276-2 観音塔の山を背に田畑が多く、少し高台に位置し、小学校と隣接しています。自然豊かな環境で、周囲の里山が四季を知らせ、ゆったりと遊びを楽しむのが最高の立地条件です。	(E1222-1091) 福岡新448-3 福岡小学校より西へ約300mの所に位置し、園舎東側を流れる七種川と季節ごとに表情を変える田畑に囲まれ、身近な自然が子どもたちをつつんでくれます。	(E1222-3960) 高岡1956-33 福岡駅より北西へ約2kmの小山高い丘にあり、高岡小学校と隣接しています。季節の変化を身近に感じられる豊かな自然に包まれています。	(E1222-5480) 南田原2062 福岡町庁舎より南へ約700mの位置にあります。おとぎばなしの家を想わせるような赤い土んぼが帽子の時計台と、入り口にはとんがり帽子のわんぱくのオブジェと二宮金次郎さんが迎えてくれる園です。	(E1222-1313) 山崎617-7 JR福岡駅の北約600mの位置にあります。県立福岡高校と播磨の間の道を北へ通り抜けたところにあり、園庭にかわいい遊具がたくさん並んでいます。
設 置 者	福岡 町	福岡 町	福岡 町	福岡 町	社会福祉法人 福岡福祉社会	社会福祉法人 サルビア会
開 設	平成24年	平成26年	平成21年	平成27年	昭和53年	昭和55年
建 設	平成23年度	平成25年度	平成20年度	平成26年度	平成23年度	平成26年度
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建（一部2階建）	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造2階建（一部平屋建）
園舎の面積	2122.48㎡	1058.86㎡	1345.93㎡	745.37㎡	640.39㎡	1183.0㎡
園庭の面積	1896.59㎡	1303.20㎡	2582.00㎡	1385.41㎡	1157.8㎡	1432.5㎡
定員	240人	87人	183人	45人	75人	105人
保育年齢	産休あけ（2ヶ月）～5歳児まで	産休あけ（2ヶ月）～5歳児まで	産休あけ（2ヶ月）～5歳児まで	産休あけ（2ヶ月）～5歳児まで	産休あけ（2ヶ月）～5歳児まで	産休あけ（2ヶ月）～5歳児まで
開園時間 （延長保育を含む）	7：30～19：00	7：30～19：00	7：30～19：00	7：30～19：00	7：00～19：00	7：00～19：00
教育・保育方針	(方針) 「豊かな生活や遊びを通して、心を育てる」という教育・保育目標のもと、遊びを中心とした生活の中で、心豊かな子どもに育ってほしいことを願っています。心身ともに保育を展開していきます。心身ともにすこやかで、いきいきと生活する子どもをめざし、一人一人の子どもを大切にしながら成長に沿ったよりよい環境づくりを心がけています。	豊かな自然環境のもとで、ゆったりとした家庭的な雰囲気大切に、心を動かすさまざまな体験を通して、感性豊かで思いやりがあり、心豊かに育ってくれることを願っています。保護者との連絡を密にし、どのような小さなことでも十分に話し合うことを大切にしています。	「心豊かで健やかな子どもの育成」という教育・保育目標のもと、一人ひとりの育ちを大切に、丁寧な保育をおこなっています。安心して自分を表現できる人間関係の中で、周りの人・物・自然に主体的にかかわり、のびのびと心ゆくまで遊ぶことで、豊かに感じたり気持ちいったりできる感性や意欲、健康な心と身体など、生きる力の基礎を育んでいきます。そして保護者の方と共に、子どもたちの健やかな育ちを支えていきます。	「豊かな自然」と「少人数保育」という恵まれた環境のもと、一人ひとりの育ちを大切に、丁寧な保育をおこなっています。安心して自分を表現できる人間関係の中で、周りの人・物・自然に主体的にかかわり、のびのびと心ゆくまで遊ぶことで、豊かに感じたり気持ちいったりできる感性や意欲、健康な心と身体など、生きる力の基礎を育んでいきます。そして保護者の方と共に、子どもたちの健やかな育ちを支えていきます。	(理 念) よりよい家庭関係を支援するため（子ども・保護者・地域）に最善を尽くすことを誇りとします。 (方 針) ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担う園として、園児一人ひとりの発達を把握し、個性を愛育し、教育・保育計画に依り園生活をとおくります。 ・園児が、自ら興味を持って関わる環境を調え、様々な活動を開発し、充実感や満足感を味わい、友だちや保育教諭と心通わせあえる園生活をとおくります。 ・発達段階に合わせた生活や発達を支援する計画を立案し、主体的に見通して活動を展開出来る工夫に努め、その過程において常に反省や評価を行い、改善を図ります。 ・地域の子育て支援事業では、子育ての楽しさや悩みなどの情報交換や仲間作りの場としています。	(理 念) 子ども一人ひとりの最善の利益を考慮し、保護者・地域から信頼され愛される園を目指します。 (方 針) ・0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮し、各年齢ごとのカリキュラムにより実施します。 ・地域、自然、人との関わりの中で、豊かな人間性をもった子どもを育成します。 ・主体的に育ちのある遊びを展開できるように環境を整え、生活や遊びを繰り広げる中で自分なりに考え、自分の力でやってみようとする自立心を育むと共に、思考力、判断力、表現力などの学びの基礎を培います。 ・さまざまな体験を通して、豊かな感性と生きる力の基礎となる自己肯定感（自分を大切にすること）を育むよう援助します。 ・保護者の気持ちに寄り添い、子どもを安心して預けられるよう支援することともに、地域の子育て家庭に対する支援も行います。

※詳細については園にご確認のうえ、重要事項説明書等で説明を受けてください。

教育・保育給付認定申請書 兼 教育・保育施設利用申込書

(宛先) 福岡町長

申請日:

令和6年 10月 12日

【申請にあたって同意していただく事項】

- 福岡町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報等を閲覧すること（マイナンバー制度による情報連携を含む。）や、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等にたいして提示することに同意します。
- 利用施設決定後に福岡町がこの申請書等に記載した内容及び子ども・子育て支援法の規定に基づく適切な教育・保育利用のために必要となる情報を、特定教育・保育施設等にたいして提供することに同意します。
- 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことに同意します。

以上のことに同意し、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び特定教育・保育施設等の利用を申込みます。

保護者	フリガナ	フクサキ タロウ		現在の 住所地	〒679-2280 福岡町南田原3116番地の1		
	氏名	福岡 太郎			※令和6年1月2日以降に町外から転入された場合 令和6年1月1日時点の住所地⇒（ 兵庫 都/道/府/県 OO 市/区/町/村）		
申請 子ども	フリガナ	フクサキ サキコ		性別	生 年 月 日	年齢(R7.4.1時点)	地域型保育事業の利用（申請時点）
	氏名	福岡 咲子			女	令和2年6月7日	4 歳
利用希望施設名 (注) 町外施設は、 町内施設より上位に 記載して下さい。	第1希望:××こども園			希望理由	自宅から近い		
	第2希望:〇〇保育園			希望理由	職場から近い		
利用希望期間	令和 7 年 4 月から 年 月まで ・ <u>小学校就学前まで</u>						
希望する 認定区分	希望する認定区分に☑を付けて下さい。（希望に沿えない場合もあります。）利用時間は各施設で異なりますので事前にご確認下さい。						
	☐ 教育標準時間認定(1号) : 幼稚園・認定こども園(教育)等の利用を希望						
	☐ 保育標準時間認定(2・3号) : 保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園(保育)等の利用を希望(最長11時間まで)						
保育の 必要理由	☒ 保育短時間認定(2・3号) : 保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園(保育)等の利用を希望(最長8時間まで)						
	(2号・3号認定を希望する場合のみ) 該当する理由に☑を付けて下さい。						
	(子から見た続柄) <u>父</u> ・母・その他 () ☒ 就労 ☐ 妊娠 出産 ☐ 疾病 障がい等 ☐ 介護 看護 ☐ 災害 復旧 ☐ 求職 活動 ☐ 就学						
申請 子どもに ついて	下記項目は、必要保育教諭数等の参考としますので正確にご記入下さい（下記項目による選考順位付けは行いません）。						
	乳幼児検診や医療機関等で助言を受けたことや食事等や集団生活をする上で、配慮が必要ことがありますか？						
	☐ あり ⇒ () ☒ ない ⇒ ()						
	該当する項目に☑を付けて下さい。（該当なし⇒ ☒ ）						
	☐ 身体障害者手帳あり ☐ 特別児童扶養手当認定			アレルギーの有無 ☒ あり ⇒ (牛乳) ☐ ない		慢性疾患の有無 ☐ あり ⇒ () ☒ ない	
	☐ 療育手帳あり ☐ 手帳等の申請中・申請予定						
(きょうだい同時申込の場合のみ) 希望する方に☑を付けて下さい。							
☒ きょうだいで同施設を利用できる場合のみ希望 ☐ きょうだいで別施設でも希望							

世帯員全員記入して下さい。（世帯分離している場合でも同一敷地内に居住する世帯員や、単身赴任等、別居中で生計を一にしている世帯員を含む。）

申請 子ども の世帯 員（申 請子 ども 除く）	フリガナ	氏名	申請子 どもの 続柄	生年月日	就労・通学・通園先	別居 ※1	別居の場合の住所	備考 ※2
	フクサキ タロウ	福岡 太郎	父	昭和61年 1月 1日	株式会社〇〇	☒ 有	〇〇県△△市XX	身・療・特・精・年
	フクサキ ハナコ	福岡 花子	母	昭和61年 2月 2日	株式会社□□	☐ 有		身・療・特・精・年
	フクサキ サクラコ	福岡 桜子	姉	平成27年 3月 3日	△△小学校	☐ 有		身・ <u>病</u> ・特・精・年 兵庫県 第〇〇〇〇〇号
				年 月 日		☐ 有		身・療・特・精・年
								身・療・特・精・年
				年 月 日		☐ 有		身・療・特・精・年
								身・療・特・精・年
世帯の 状況	該当する項目に☑を付けて下さい。（該当なし⇒ ☐ ✓） ☐ ひとり親世帯（ ☐ 離別・ ☐ 死別・ ☐ 未婚） ☐ 生活保護世帯							

(※1)別居中で生計を一にしている世帯員がいる場合には別居欄に☑して下さい。

(※2)世帯員が身体障害者手帳(身)、療育手帳(療)、特別児童扶養手当(特)、精神障害者保健福祉手帳(精)、障害基礎年金(年)の交付を受けている場合は、該当するものに○をつけ、あわせて記号番号を記入して下さい。

祖父母の 現況	続柄	氏名	生年月日	住 所	電 話	就労の有無	
	父 方	祖父	福岡 一郎	昭和30年 5月 5日	△△県××市〇〇	080-0000-0000	☒ 有 ・ 無
		祖母	福岡 正子	昭和30年 6月 6日	同 上	080-△△△△-△△△△	☒ 有 ・ 無
	母 方	祖父	山田 勝	昭和35年 7月 7日	××県〇〇市△△	090-××××-××××	有 ・ ☒ 無
祖母		山田 和子	昭和35年 8月 8日	同 上	090-□□□□-□□□□	有 ・ ☒ 無	

個人番号申告書

福崎町長 様

教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設利用申込書の保護者欄に記入された方の名前、個人番号等を記入してください。

申請日: R6 年 10 月 12 日

私は、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の申請、施設等利用給付認定の申請にあたり個人番号確認資料及び身元確認資料を提示して個人番号を申告します。

また、私以外の世帯員については、個人番号及び特定個人情報の取扱事務について、私が個人番号関係事務実施者として番号確認及び本人確認を行ったうえで、個人番号を申告します。

保護者氏名(※1)	性別	生年月日	住所								
福崎 太郎	男・女	昭和61年 1 月 1 日	福崎町南田原3116番地の1								
個人番号											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

(※1)申請書の「保護者」欄に記入した方と同じ方が自署してください。

上記保護者以外で生計を同一にされる世帯員全員に、上記保護者から見た続柄を記入してください。任等で別居中の保護者についても記入が必要です。

世帯員氏名	続柄	個人番号											
福崎 花子	妻	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
福崎 桜子	子	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
福崎 咲子	子	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5
教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設利用申込書の申請子どもの世帯欄に記入された方全員の名前、続柄、個人番号を記入してください。													

(上記保護者と書類の提出者が異なる場合のみ記入)

上記保護者以外の方が申請に来られる場合のみ、申請に来られる方の名前等を記入してください。

委任状

上記保護者以外の方が申請に来られる場合のみ、保護者氏名欄に記入、押印をお願いします。

下記の者を代理人と定め、個人番号提供に関する権限を委任します。

保護者氏名 福崎太郎 福崎

代理人(※2)氏名	性別	生年月日	住所
福崎 花子	男・女	昭和61年 2 月 2 日	福崎町南田原3116番地の1

(※2)代理人が書類を提出する場合、本人確認書類は代理人のものを提示してください。

利用目的について	提出を受けた個人番号及び特定個人情報は、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付等に係る支給に関する事務、施設等利用費に係る支給に関する事務であって法令に定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。
----------	--

※提出された個人番号は、福崎町において厳重に保管・管理します。受付施設等では保管・管理しません。

※保護者が他の世帯員から個人番号の提供を受ける場合には、上記「利用目的について」を他の世帯員にも明示してください。

【福崎町使用欄】

個人番号確認書類	本人確認書類	
☐ 個人番号カード(裏面) ☐ 個人番号通知カード ☐ 個人番号が記載された住民票等	顔写真付き身分証明(1点のみ)	その他の確認書類(2点必要)
	☐ 個人番号カード(表面) ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 住基カード(写真有) ☐ 療育手帳 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 在留カード又は特別永住者証明書	☐ 各種健康保険被保険者証 ☐ 各種共済組合の組合証 ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 介護保険被保険者証

※子ども・子育て支援法施行規則第2条第1項による

子育てのための施設等利用給付認定申請書

(宛先) 福岡市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。

3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

施設の利用開始日を記入してください。既に利用している場合でも、認定は申請日より前に遡れません。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付

				認定希望日（施設利用開始日）		令和 7 年 4 月 1 日		
保護者	フリガナ	フクサキ タロウ		申請 子ども との続柄	父	居住地	〒 679-2280 福岡市南田原3116番地の1	
	氏名	福岡 太郎						
	連絡先	(父携帯) 090-XXXX-XXXX	(母携帯) 090-●●●●-●●●●					(自宅)
申請 子ども	フリガナ	フクサキ サキコ		性別	女	生年月日		年齢(R7.3.31現在)
	氏名	福岡 咲子				令和 2 年 4 月 4 日		4 歳
	※認定希望日直前の3月31日時点の年齢							
認定種別	☒ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日 ☐ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日 子どもが3歳未満（認定日直前の3月31日時点）の場合、住民税非課税世帯のみが対象です。							
保育の 必要理由	該当する□にレ点を付けて下さい。							
	(子から見た続柄) 父 ☒ 母・その他 () ☒ 就労(月48時間以上) ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学							
	(子から見た続柄) 父 ☐ 母 ☒ その他 () ☒ 就労(月48時間以上) ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学							

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 前年1月1日現在の住所 (※1)	(母親)	兵庫県〇〇市●●町××-×	(父親)	兵庫県〇〇市●●町××-×
	☐ 現住所と同じ		☐ 現住所と同じ	
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 (※2)	(母親)	☒ 現住所と同じ	(父親)	☒ 現住所と同じ

※1、2 転入前の住所が町外である場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。(世帯分離している場合や単身赴任等、別居中で生計を一にしている世帯員を含む。)

申請 子ども の世帯員 (申請子ども除く)	フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先	別居	別居の場合の住所
	フクサキ タロウ 福岡 太郎	父	昭和60年 1 月 1 日	株式会社〇〇	☒ 有	〇〇県△△市××町 ●-○
	フクサキ ハナコ 福岡 花子	母	昭和60年 2 月 2 日	株式会社□□	☐ 有	
	フクサキ サクラコ 福岡 桜子	姉	平成26年 3 月 3 日	△△小学校	☐ 有	
			年 月 日		☐ 有	
			年 月 日		☐ 有	
			年 月 日		☐ 有	
			年 月 日		☐ 有	

<必ず裏面も記入して下さい>

フリガナ		所在地	〒 ー TEL ()		
施設名		利用開始予定日	年	月	日

フリガナ 施設名	利用するサービスの 種類	所在地	利用開始予定日
〇〇ホイクエン 〇〇保育園	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒679-2200 〇〇市△△町XX-X TEL: XXXX-XX-XXXX	令和5年 4月1日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 利用している施設・事業をす べて記入してください。 TEL:	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL: - -	年 月 日

保育必要理由		母親の状況		父親の状況	
就 労	就労種別	☒ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 自宅以外 ☐ 中心者 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他：（ ）		☒ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 自宅以外 ☐ 中心者 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他：（ ）	
	通勤手段・時間	通勤手段	徒歩・自 転車 ・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電 車 ・その他（ ） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。
		通勤時間	約 10 分（片道時間を記入して下さい。）	通勤時間	約 30 分（片道時間を記入して下さい。）
妊娠・出産（申請時点）		☐ 無 ☐ 有 ⇒ （予定日） 年 月 日			
疾病・障害等		（疾病・障害名） （手帳交付） ☐ 有 ☐ 無			
介 護 ・ 看 護	被介護者名	（申請子どもとの続柄： ）		（申請子どもとの続柄： ）	
	傷病・障害名				
	受診等の状況	☐ 入院中 通院（月・週 回）		☐ 入院中 通院（月・週 回）	
		☐ 通所・通学（週 回） 施設名（ ）		☐ 通所・通学（週 回） 施設名（ ）	
就 学	通学手段・時間	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他（ ） ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。
		通学時間	約 分（片道時間を記入して下さい。）	通学時間	約 分（片道時間を記入して下さい。）
求職活動等		活動の内容：		活動の内容：	
災害復旧		災害の状況：		災害の状況：	